

令和5年（行ク）第1号 建物解体撤去等仮差止申立事件

申立人 野地秀一外86名

相手方 北海道

第1主張書面

令和5年3月15日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

(主任) 原告代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦 田 和 真

- 1 相手方は、答弁書の第2の4項(1)において、実体的要件については論ずるまでもないとして、申立人らが主張する実体的要件について全く認否反論をしていない(7頁)。このような相手方の対応は、本案での対応と軌を一にするものである。これは、単に訴訟経済上の観点だけではなく、相手方が本案要件については触れたくないことによるものと推測される。
- 2(1) 差止めの本案訴訟においては、訴訟要件と実体的要件を区別して訴訟要件についてのみ判断する中間判決ないしは終局判決が認められているから、実体的

要件について認否反論しないということもありうると考えられる。

(2) しかし、仮の差止め事件においては、中間判決という制度はないから、裁判所の決定において訴訟要件とりわけ原告適格がないとして請求が却下される場合があることは別として、審理それ自体としては訴訟要件と実体的要件を段階的に区別していない。なお、裁判所により相手方に対して訴訟要件のみ認否反論すべしとの訴訟指揮がなされたわけでもない。

(3) また、差止め訴訟における最高裁の過去の数多の判例の蓄積が示しているように、訴訟要件とりわけ原告適格と実体的要件は相互に影響をし合っており、裁判所が決定において実体的要件について言及するか否かは別として、本案要件を全く考慮しないで訴訟要件のみ判断することは、実質的に最高裁の判例に反するものである。

3 よって、申立人らとしては、申立人らの攻撃防禦方法を尽くすためにも、相手方に対して、申立人らの主張する実体的要件について認否反論するよう釈明権を行使されんことを求める。

以 上